令和3年　第1回　飯塚市議会臨時会　議案			
議案番号	件　　　　名	摘要	ページ
1	令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第13号)		
2	専決処分の承認(令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第12号))		3
報告 第1号	専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))		4

議案第2号

専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第12号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第12号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和3年2月8日提出

飯塚市長　片　峯　誠

専決第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和3年1月8日専決

飯塚市長　片　峯　誠

令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第12号)

報告第1号

専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))

令和3年1月8日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月8日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

市営住宅使用料請求事件

1　事件の概要及び処理方針

鯰田南町住宅居住の1名(34月996,800円滞納)については、長期間市営住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納市営住宅使用料の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

2　被告に対する請求

(1)　未払市営住宅使用料の支払

(2)　訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払